

岩手県告示第256号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第2項及び第4項の規定により、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許の狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり行う。

令和8年4月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 適性試験及び講習の日時及び場所

日 時	場 所
令和8年7月10日(金) 午後1時から	北上市 さくらホール 中ホール
令和8年7月24日(金) 午後1時から	一関市 一関保健センター 多目的ホール
令和8年7月31日(金) 午後1時から	気仙郡住田町 住田町農林会館 大ホール・多目的ホール
令和8年8月25日(火) 午前11時から	宮古市 宮古市民文化会館 中ホール
令和8年8月29日(土) 午後1時30分から	二戸市 二戸地区合同庁舎 1階 大会議室
令和8年9月1日(火) 午後0時30分から	盛岡市 盛岡市都南文化会館 大ホール・小ホール

2 受験及び受講の資格 県内に住所を有し、令和5年度に狩猟免許を受けている者

3 受験及び受講の手続 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年岩手県規則第25号）第13条の狩猟免許更新申請書を受験及び受講の日の32日前までに所管広域振興局の保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センターに提出すること。

4 その他 詳細については、岩手県環境生活部自然保護課又は最寄りの広域振興局の保健福祉環境部若しくは保健福祉環境部保健福祉環境センターに問い合わせること。